

平成21年10月2日

国際裁判管轄法制に関する個別論点の検討（2）

※ ゴシック体の本文は、部会資料20と同一又はこれを形式的に修文したものであるが、その実質的な内容は中間試案から変わっていない。

論点1 消費者契約及び労働関係に関する訴えの管轄権

第2 契約上の債務の履行の請求に係る訴え等についての管轄権

12 消費者契約に関する訴えの管轄権

- ① 消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。以下同じ。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下同じ。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下「消費者契約」という。）に関する消費者から事業者に対する訴えは、

【甲案】訴えの提起の時又は当該消費者契約の締結の時における消費者の住所

【乙案】当該消費者契約の締結の時における消費者の住所

が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

- ② 消費者契約に関する事業者から消費者に対する訴えは、第1①又は②の規律による場合を除き、日本の裁判所に提起することができないものとする。ただし、次に掲げる場合には、日本の裁判所は、当該訴えについて管轄権を有するものとする。

ア 消費者が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。

イ ③の規律により、消費者と事業者との間の民事上の紛争について日本の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定め

る合意が効力を有するとき。

- ③ 消費者と事業者との間の民事上の紛争を対象とする管轄権に関する合意（第4の1の合意をいう。以下同じ。）は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。

ア 当該紛争が生じた後にされた合意であるとき。

イ【甲案】消費者契約の締結の時ににおける消費者の住所がある国の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意（その国以外の国の裁判所に訴えを提起することを妨げないものに限る。）であるとき。

【乙案】第2の1から11までの規律により管轄権を有することとなる事由及び消費者契約の締結の時ににおける消費者の住所が特定の国にある場合において、その国の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意（その国以外の国の裁判所に訴えを提起することを妨げないものに限る。）であるとき。

【丙案】③においては、ア及びウ以外に合意が効力を有する場合を定めないものとする。

ウ 消費者が管轄権に関する合意に基づき日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、消費者が管轄権に関する合意に基づきその裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出したとき。

(補足説明)

1 意見照会の結果について

(1) 本文①について

本文①については、甲案に賛成する意見、乙案に賛成する意見がそれぞれ寄せられた。

甲案に賛成する意見は、消費者の司法へのアクセスに最大限に配慮するとの観点から相当であり、訴え提起時の消費者の住所地に国際裁判管轄を認めることが相当ではない場合には、特別な事情による却下をすることにより妥当な結果を得ることができることなどを理由とする。他方、乙案に賛成する意見は、消費者が契約後に住所を移転した場合に、移転先の国で応訴を強いるのは、事業者の予測可能性を害するものであることなどを理由とする。

(2) 本文②について

本文②については、反対の意見はなかった。

(3) 本文③について

本文③については、甲案、乙案、丙案のそれぞれに賛成する意見が寄せられた。

甲案に賛成する意見は、消費者契約の締結時の住所地に管轄を認める合意は、当事者の予測可能性を害するものではないので、私的自治の観点からも認めることは差し支えないことなどを理由とする。乙案に賛成する意見は、第2の規律により国際裁判管轄を有する国がある場合には、その国を裁判地とすることに一定の客観的合理性が認められる場合であり、これと契約締結時の消費者の住所地が重なっている場合には、合意の効力を否定する理由はないことなどを理由とする。丙案に賛成する意見は、消費者契約後に消費者が住所を移転した場合に、同契約時の住所で事業者が訴えを提起することを認めると、消費者保護を図った趣旨が没却されることなどを理由とする。

(4) まとめ

意見照会の結果によれば、(i)消費者の司法へのアクセスを考慮して、消費者契約に関する訴えの国際裁判管轄について特則を設けることについては異論はなく、(ii)消費者に対する訴えについての本文②についても異論はなかった。他方、本文①及び③については、消費者の司法へのアクセスの保護と事業者の予測可能性のバランスをどのようにとるかという観点から、部会及び意見照会の結果において賛否が分かれているところである。

以上を踏まえ、本文①及び③について、どう考えるか。

2 本文の修文について

なお、本文①から③までについて、実質的な内容は同一であるが、表現振りを変更している。例えば、本文③イの括弧内は、付加的な管轄権に関する合意の趣旨が明らかになるように表現を変更している。

13 労働関係に関する訴えの管轄権

- ① 個別労働関係民事紛争（労働審判法第1条に規定する個別労働関係民事紛争をいう。以下同じ。）に係る労働者から事業主に対する訴えは、当該紛争に係る労働契約における労務の提供地（その地を特定することができない場合にあっては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地）が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 個別労働関係民事紛争に係る事業主から労働者に対する訴えは、第1①又は②の規律による場合を除き、日本の裁判所に提起することができないものとする。ただし、次に掲げる場合には、日本の裁

判所は、当該訴えについて管轄権を有するものとする。

ア 労働者が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。

イ ③の規律により個別労働関係民事紛争について日本の裁判所に訴えを提起することができる裁判所として定める合意が効力を有するとき。

③ 労働者と事業主との間の個別労働関係民事紛争を対象とする管轄権に関する合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。

ア 当該紛争が生じた後にされたものであるとき。

イ 労働者が管轄権に関する合意に基づき日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が管轄権に関する合意に基づきその裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出したとき。

(補足説明)

意見照会の結果について

(1) 本文①について

本文①については、労働者の司法へのアクセスを保護し、事業主の予見可能性を害することもないことなどを理由に、すべて賛成であった。ただし、労働契約の一方当事者を「事業主」ではなく「使用者」とすべきとの意見や、「労務の提供地」が複数の場所を含み得るものであり、また、最後の労務提供地も含むことを明確にすべきであるなどの意見が寄せられた。

(2) 本文②について

本文②については、賛成の意見が大多数であったが、労務の提供地が日本にある場合に日本の裁判所に訴えを提起することができるようにすべきであるとの意見もあった。

(3) 本文③について

本文③については、賛成の意見が多数であったが、これに反対する意見も寄せられた。本文③に賛成する意見は、労働契約は潜在的に当事者間の力関係の均衡を欠いているので、合意管轄を制限することは相当であることなどを理由とする。他方、反対する意見は、日本人従業員が外国企業に引き抜かれ、競業禁止期間中に国外の競合企業に勤務するような場合に日本で訴えを提起できないとするのは行き過ぎで

あること、事業者の予測可能性を害することなどを理由とする。

(4) まとめ

意見照会の結果によれば、(i)労働者の司法へのアクセスを考慮して、労働関係の訴えの国際裁判管轄について特則を設けることについては異論はなく、(ii)本文①についても異論はなく、(iii)本文②についても、概ね異論はなかったが、(iv)本文③については賛成する意見が多かったものの、意見が分かれたところである。

以上を踏まえ、本文③について、どう考えるか。

論点2 財産権上の訴え等の管轄権

第2 契約上の債務の履行の請求に係る訴え等についての管轄権

3 財産権上の訴えの管轄権

① (略)

②【甲案】財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【乙案】

ア 財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

イ 外国裁判所が、差し押さえることができる被告の財産が当該外国に所在することのみにより管轄権を行使した場合には、当該外国裁判所の確定判決は、その効力を有しないものとする。

【丙案】財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、原告の申立てにより日本に所在する被告の財産に対し仮差押えがされているときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(注)

上記①②の規律のほか、「財産権上の訴えは、請求の担保の目的の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。」との規律の当否についても、なお検討する。

7 海事に関する訴えの管轄権

①, ② (略)

(注)

船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについては、特段の規律を置くか否かについて、第2の3（注）における検討も踏まえ、なお検討する。

(補足説明)

1 財産権上の訴えの管轄権の本文②について

(1) 意見照会の結果について

意見照会の結果、債権者保護の観点から、差押可能財産の所在地による国際裁判管轄を認めるべきであるという点に異論はなく、また、一定の場合には、国際裁判管轄を制限すべきであるという点にも反対はなかった。

どのようにして差押可能財産の所在地による国際裁判管轄を制限するかについて、中間試案は甲案から丙案までの三案を提示したが、そのうち賛成する意見が最も多かったのは甲案であり、乙案の考え方を支持する意見も複数あったが、丙案を支持する意見はなかった。

甲案に賛成する意見は、乙案及び丙案はいずれも問題があると指摘した上で、差押可能財産の所在地による管轄を緩やかに認めた上で、過剰管轄のおそれがある事案については、第5の規律（特別の事情による訴えの却下）により妥当な結論を得ることが可能になるので妥当であるとする。

乙案に賛成する意見は、判決の効力を日本国内に存在する財産に限定することが可能になるので妥当であるとする。他方、乙案に対しては、規律として複雑又は変則的である上、外国から見ると片面的で不公平なため、日本の法制に対する信頼を疑わしめるおそれがあるとの指摘がある。

丙案に対しては、仮差押えを必要とすると原告にとって過度の負担となり、保全と無関係に裁判管轄を定める従来の基本的な発想とも矛盾するなどの指摘がされている。

以上、意見照会の結果は、(i)差押可能財産の所在地による国際裁判管轄を認めることには異論がなく、(ii)差押可能財産の所在地による国際裁判管轄を制限すべき場合があることについても異論がなく、(iii)過剰管轄に当たる場合には、第5の規律により、事案における具体的な事情を考慮して柔軟に訴えを却下し得るようにすべきであるとの意見が大多数であり、(iv)さらに、判決の効力を日本国内に存在する財産に限定することが可能になるとの理由から乙案に賛成する意見もあったが、乙案は相互主義の見地や立法技術上問題があることから、甲案に賛成する意見が多数であった。

(2) 各案について

ア 甲案について

後記のとおり、財産所在地の国際裁判管轄に関する裁判例においては、財産の価額と訴訟物の価額の均衡など特定の要因のみを重視することなく、事案ごとの具体的事情を柔軟に考慮しつつ、過剰な管轄を認めることを回避してきたということができると思われる。甲案は、これまでの裁判例の考え方に沿うものであり、事案における具体的な事情を考慮して妥当な結論を導くことを意図するものであるが、その判断基準があいまいであるとの指摘がある。

甲案によれば、財産所在地の国際裁判管轄に基づく我が国の判決の承認・執行を外国の裁判所に求めることは妨げられないこととなり、その場合には、当該外国の裁判所が、各事案ごとに、自国の管轄に関する法令に基づき、日本の裁判所の判決を承認するかどうかを判断することとなる。他方、財産所在地による国際裁判管轄を認めた上でされた外国裁判所の確定判決を承認するかどうかは、法第118条に基づき、事案ごとに判断されることとなる。

イ 乙案について

乙案は、直接管轄については甲案と同一の考え方をとる。間接管轄については、外国裁判所が、差し押さえることができる被告の財産が当該外国に所在することのみにより管轄権を行使した場合には、その外国裁判所の確定判決は効力を有しないものとする。

乙案によれば、財産所在地の国際裁判管轄に基づく我が国の判決の承認・執行を外国の裁判所に求めること自体は妨げられないが、同様の管轄に基づく外国の判決の承認を拒絶する規定を置くこととなるため、同様の法制度を有する外国は、同国の管轄法制によれば我が国の判決を承認することができる場合であっても、相互の保証に反するなどの理由から、我が国の確定判決を承認しないこととなると考えられる。他方、財産所在地のみにより国際裁判管轄を認めた上でされた外国裁判所の確定判決は、我が国の直接管轄の規律によれば我が国の裁判所に管轄が認められる場合であっても、我が国で承認・執行されないこととなる。

乙案は、これにより、我が国の判決の効力を実質的に日本国内に限定することを意図するものであるが、明文上は、我が国において財産所在地による国際裁判管轄を認めながら、同様の基準により国際裁判管轄を認めた外国判決を承認しないことになるので、前記のとおり、外国には不公平・片面的な制度であるとの印象を与えるおそれがあるとの指摘がある。

ウ 丙案について

丙案は、差押可能財産の所在地による国際裁判管轄を認めるための要件として、原告が訴えに係る請求権に基づきその財産に対して仮差押えをしていることを要するとするものである。丙案は、これにより請求と財産の関連性を作成

し、過剰管轄を回避することを意図するものであり、スイスなどに立法例が見られるが、(i)仮差押えを要件とすることは原告にとって過度の負担になる、(ii)この要件を設けても僅少な価値の財産に対する仮差押えをすることは可能なので、過剰管轄を防止できないなどの批判があり得る。

エ 甲案ないし丙案の内容、意図、効果等については、上記のとおりであると考えられるところ、いずれの案をとるべきかについては、どう考えるか。

(参考)

1 部会資料8に記載したとおり、法第5条第4号は、ドイツ民事訴訟法第23条を受継したものである。ドイツ国内では、もともと特殊な満足的仮差押えを管轄原因とする仮差押えの裁判籍が広く認められていたが、その後、仮差押えの要件を不要とする立法がされて、ヨーロッパ大陸諸国や我が国の民事訴訟法に受継された(渡辺惺之「財産所在地の国際裁判管轄と民訴法八条(1)」国際法外交雑誌84巻3号51頁)。この規定は、判例により拡張的に解釈・適用されたことにより、現在では過剰管轄の例とされているが、ドイツ連邦最高裁判所は、1991年、国際裁判管轄を認める要件として、訴訟事件とドイツとの間に関連性を要すると判断した。

財産所在地による管轄は、主としてドイツ法の影響を受けた国で見られるところ、オーストリア管轄法第99条は、国内に存在する財産の価値と訴訟物の価額との均衡を要件とし、スイス国際私法典第4条は、仮差押えの存在を要件としている。なお、ヨーロッパにおいては、二国間執行条約により、財産所在地による国際裁判管轄の承認・執行が制限されている場合もある。

2 過剰管轄の例に関し、ブリュッセルI規則は、付属文書1に、他の管轄の規律とともに、上記ドイツ民事訴訟法第23条、オーストリア管轄法第99条等を例示している。草案は、禁止される管轄原因として、「原告の国籍」による管轄(フランスなど)や「当該国における被告による商業的その他の活動」による管轄(アメリカなど)を挙げるとともに、「被告が所有する財産の当該国における所在又は差押え。」を挙げる(第18条第2項)。ただし、紛争が当該財産に直接関係する場合は除くと規定されている。これは、被告所有の財産の所在又は差押えに基づく一般的な管轄権を禁止するものであり、紛争が直接的に国内に存在するか、又は国内で差し押さえられた被告の財産と関連している場合に特別管轄を行使することを禁止するものではないとの趣旨であるとされている(草案に関する「民事及び商事に関する国際裁判管轄及び外国判決の効力に関する特別委員会報告書」)。

3 我が国において財産所在地の国際裁判管轄が問題とされた裁判例はそれほど多くなく、①財産が若干の商品見本等であり、それらが本邦内に存在したのは偶然の結果に近いことなどを理由に国際裁判管轄を否定した裁判例として、東京地判昭和34・6・11下級民集10巻6号1204頁、②請求とは関係のない被告の不動産

に基づき財産所在地の裁判籍を認めた上で、被告と日本との関連性が強いことなどから管轄を否定すべき特段の事情もないとして国際裁判管轄を肯定した裁判例として、東京地八王子支中間判決平成3・5・22判タ755号213頁、③請求とは関係のない被告の商標権に基づき財産所在地の裁判籍を認めた上で、管轄を否定すべき特段の事情があるとして国際裁判管轄を否定した裁判例として、東京地判平成15・9・26判タ1156号268頁がある。

2 各（注）について

(1) 意見照会の結果

請求の担保の目的の所在地を国際裁判管轄の原因とする規律を置くか否かについては、意見照会の結果、かかる規律は不要であるとする意見が多数であった。ただし、外国法制が必ずしも我が国の法制と同様とは限らないことから、規律を設けてもよいのではないかとの指摘もあった。

他方、船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについては、意見照会の結果、被告が船舶所有者でない場合にも国際裁判管轄を認めるべきであること及び規定の明確化の観点から、規律を置くべきであるとの意見が大多数であった。

(2) これまでの部会での議論

これまでの部会においては、我が国の執行法制上、債務名義がなくとも、担保権実行の申立てをすることができることから、物的担保の場合には、担保の目的の所在により国際裁判管轄が認められるかどうかの問題となる場合は想定できず、かえって「担保」には人的担保も含まれることから、担保目的の所在地による国際裁判管轄を認めると、保証人が日本に居住することを原因として、外国に居住する主債務者のみを被告として訴えを提起することなどが懸念されるとされていた。また、船舶を担保とする債権については、担保目的による国際裁判管轄に関する規律を踏まえて議論をするとされていた。

(3) 検討

担保の目的の所在地による管轄は、それ自体が不合理なものというより、むしろ、物的担保の実行については債務名義を要しないという我が国の法制による面が大きいと考えられることから、人的担保の場合以外に担保目的により国際裁判管轄を認める必要がある場面が想定し得るかについて、更に検討する必要がある。

意見照会の結果によっても、物的担保の目的の所在地により管轄権を認める必要がある具体的な事案は挙げられていなかったが、船舶については、裸傭船者を被告とする訴えが例として挙げられていた。すなわち、裸傭船契約が存在する船舶について先取特権を行使し得るとしても、それでは債権が満たされないときには、裸傭船者を被告として訴えを提起することが必要となり、被告の財産が日本

に所在しない場合には、担保の目的の所在地による管轄を認める必要性があるとされている。

以上を踏まえ、請求の担保の目的の所在地による管轄と、船舶を担保とする債権に基づく訴えについては、どう考えるか。

論点3 管轄権に関する合意等

※ 管轄権に関する合意等に関する論点として、第3④、第4、第5の規律を審議の対象とするもの。

第4 管轄権に関する合意等

1 管轄権に関する合意

- ① 当事者は、第一審に限り、訴えを提起することができる日本又は外国の裁判所を合意により定めることができるものとする。
- ② 上記①の合意であって、外国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定めるものは、その外国の裁判所が管轄権を行使することができないときは、無効とするものとする。
- ③ 上記①の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じないものとする。
- ④ 上記①の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなすものとする。

(補足説明)

1 意見照会の結果について

本文①から④までについて、概ね異論はなかった。

2 本文②について

本文②に関連して、意見照会の結果、チサダネ号事件判決が示した基準である「管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき」には無効となるという規律を明文で設けるべきであるという意見が寄せられた。同事件判決は、「管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき等の場合は格別、原則として有効と認めるべきである。(略) 本件管轄約款は、(略) 公序法に違反する無効なものであるということとはできない。」と判示しており、管轄の合意が公の秩序に反する場合に

は無効となる（民法第90条参照）ことが前提とされていると解される。そうすると、上記のような規律を設けることの意味は、「はなはだしく不合理」な管轄合意は公の秩序に反することを明らかにする点にあると思われるが、このような一般的な規律を設けることの適否は、法制的な観点からの検討を要すると思われる。

(参考)

- 1 チサダネ号事件判決と同様の公序良俗違反に関する一般論を判示するものとして、最判平成18・11・27民集60巻9号3732頁は、「不返還特約は、(略)学生の著しい不利益において大学が過大な利益を得ることになるような著しく合理性を欠くと認められるものでない限り、公序良俗に反するものとはいえない」と判示している。
- 2 現行の法令において「はなはだしく不合理で公の秩序に反する」「著しく不合理」「著しく合理性を欠く」「はなはだしく不合理」などの用語を用いた例はなく、また、民事法分野において「明らかに正義に反する」「著しく正義に反する」などの用語を用いた例も見当たらない。
- 3 本文③について

意見照会に対し、一方が作成した書面に管轄権に関する合意が記載されており、その内容を他方が合意している場合も含まれることを明らかにすべきという意見が寄せられた。

この点については、部会資料9に記載したとおり、本文③で定める合意の方式は、法第11条第2項についてと同様に、合意の成立と内容とが書面によって明らかであれば、必ずしも同一書面でされる必要はなく、申込みと承諾とが別個の書面でされてもよいし、申込みは、特定の人に対してだけでなく、一定の権利関係により生ずる訴訟について当事者となるべき不特定の人に対してもすることができるという理解を前提としている。

第5 国際裁判管轄に関する一般的規律

裁判所は、第1から第4までの規律によって日本の裁判所に訴えを提起することができる場合においても、事案の性質、当事者及び尋問を受けべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、訴えの全部又は一部を却下することができるものとする。

(補足説明)

- 1 意見照会の結果について

意見照会の結果、いわゆる特段の事情による規律を設けることについては、反対する意見もあったものの、裁判例において形成されてきたものであり、事案の解決の具体的妥当性を図る必要からも、本文のような規律を設けることに賛成する意見が多数であった。

2 適用範囲について

(1) 第1の規律について

寄せられた意見の中には、第1の規律は、原告が依拠することのできる基本的な裁判籍であることから、本文の規律の適用対象とすべきではないというものもあった。

確かに、日本国内に被告の住所がある場合には、本文の規律の適用により訴えを却下すべき事案はほとんどないと思われるが、例えば、多数の被害者が外国に所在し、そのうちの一部が日本の法人を日本の裁判所で訴えた事案において、被告自身が紛争の統一的な解決のため、原告の住所及び被告の営業所のある外国の裁判所における訴訟の係属を望み、かつ、証拠も当該外国にその多くが所在する場合なども考えられる。

このように、第1の規律により訴えが日本の裁判所に提起された事案についても、その事実関係は様々であり、本文の規律により訴えを却下することが相当な場合もあり得ることから、第1の規律により日本の裁判所に訴えが提起された場合も本文の規律の対象とすべきであると考えますが、どうか。

(2) 第4の規律について

同様に、寄せられた意見の中には、専属的な管轄権に関する合意に基づいて日本の裁判所に訴えが提起された場合には、本文の規律を適用して訴えを却下することを認めるべきではないというものもあった。

この点については、当事者自治と予測可能性の観点を重視して、日本の裁判所を指定する専属的な管轄権に関する合意が有効である場合には、本文の規律による訴えの却下を認めないという考え方もあり得るところである。

他方、管轄権に関する合意の有効性と、管轄が認められる場合に具体的事情に照らし訴えを却下するかどうかの判断は、適正かつ迅速な審理の実現なども含む異なる観点に基づくものであり、国際裁判管轄が問題となる事案の事実関係は様々であることも考慮すると、専属的な管轄権に関する合意がある場合も本文の規律の対象とすべきであるとの考え方もあり得るところである。

この点については、専属的な管轄権に関する合意をどこまで尊重するかという点にもかかわるが、どう考えるか。

第3 併合請求における管轄権

- ① 一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする。
- ② 被告は、日本の裁判所が本訴の目的である請求について管轄権を有し、反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときに限り、本訴の係属する日本の裁判所に反訴を提起することができるものとする。
- ③ 数人からの又は数人に対する訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする。
- ④ 上記①若しくは③の他の請求又は上記②の反訴の目的である請求に係る訴えについて、
- 【甲案】日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある場合において、管轄権を有することとなる事由が外国にあるとき
- 【乙案】日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある場合において、管轄権を有することとなる事由が外国にあるとき、又は外国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める管轄権に関する合意があるときは、上記①から③までの規律は適用しないものとする。

(補足説明)

1 本文④に関する意見照会の結果について

本文④については、国際的な事案の場合には法廷地の選択に関する当事者間の合意を重視すべきであるなどの理由から、乙案に賛成する意見が多数であったが、紛争の統一的な解決の必要性などを理由として、甲案に賛成する意見もあった。

2 検討

(1) 国内土地管轄では、専属的な管轄の合意があっても裁量移送の対象となるが(法第20条第1項、第17条)、これは、約款や定型の契約書に専属管轄の合意条項がある場合には、一般市民は、そのような条項の意味を十分に理解せずに契約す

ることが多いことなどから、その保護を図る必要があるためとされている。また、併合に係る請求や反訴の目的である請求について専属的な管轄権に関する合意が存在する場合であっても、請求の併合又は反訴の提起は妨げられないとされている（法第13条第1項、第7条、第146条第1項第1号）。

(2) 国際裁判管轄に関しては、国内土地管轄の場合と異なり、移送により当事者間の衡平を図ることができないほか、現在の案では、国際裁判管轄に関する合意は、公の秩序等に反しない限り有効であることを前提とした上で、消費者契約に関する訴え及び労働関係に関する訴えについては特則を置いている。これを踏まえ、本文④は、併合に係る請求や反訴請求について、外国裁判所の専属とする管轄権に関する合意がある場合について、2つの案を提示するものである。

甲案によれば、請求の併合及び反訴の提起が制限される場合は法定専属管轄に相当する場合に限定されるので、反訴の目的である請求等について外国裁判所の専属とする管轄権に関する合意があるとしても、反訴の提起等は妨げられないこととなる（ただし、同請求が別訴として日本の裁判所に提起された場合には、管轄権に関する合意が有効である限り、訴えは却下されることになる。）。甲案は、密接に関連する複数の紛争を同一手続において矛盾抵触なく解決することを重視するものであり、日本の裁判所の管轄を広く認めた上で、事案における具体的な事情を考慮し、第5の規律により反訴等を却下する余地を残すものであるということが出来る。

他方、乙案の考え方によれば、反訴の目的である請求等について外国裁判所の専属とする管轄権に関する合意がある場合には、その合意が有効と認められる限り、その請求に係る訴えは却下されることとなる。乙案は、消費者契約・労働関係に関する訴えについて管轄権に関する合意の特則が設けられていることを踏まえ、国際的な取引における当事者の予測可能性の重要性も考慮して、事業者間の紛争の場合には、国際裁判管轄に関する合意の効力を優先させるものである。

以上を踏まえて、本文④については、どう考えるか。

論点4 国際訴訟競合に関する規律

第7 国際訴訟競合に関する規律

【甲案】

【A案】

- ① 外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定によ

り効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。

- ② 上記①の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができるものとする。

【B案】

- ① 外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。

- ② 上記①の規律による決定に対しては、不服申立てをできないものとする。

【乙案】

国際訴訟競合については、特段の規律を置かないものとする。

(補足説明)

1 意見照会の結果について

意見照会の結果、甲A案及び甲B案に賛成する意見もあったが、乙案に賛成する意見が多数であった。ただし、甲案のような厳格な要件を定めた規律を設けることには反対であるが、裁判所の裁量により中止する旨の規定を設けることを提案する意見もあり、何らかの規定を設けるべきかどうかとの観点から見ると、賛否は分かれたところである。

- (1) 甲A案に対しては、当事者の手続保障の観点から、中止決定に対する不服申立てを認めた点を評価する意見がある一方、(i)中止の要件が厳格で、その判断が困難ではないか、(ii)常に先行する外国訴訟を優先することは不適切ではないか、(iii)中止の申立て及び不服申立てを繰り返すことにより、訴訟の遅延や審理の長期化を招くのではないか、(iv)外国に甲案と同様の規律がない場合には、日本企業が不利となり、相互保証の見地から問題があるのではないかなどの指摘がされている。甲B案に対しても、甲A案に対する(i)(ii)と同様の指摘がされている。
- (2) 乙案に対しては、(i)外国裁判所の訴訟については、原則として、判決の承認の段階まで考慮する必要はない、(ii)外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、日本での訴訟追行が困難になるようなルールを設けるべきでない、(iii)外国裁判所の審理状況を見守るのが適切な場合には、期日の間隔を調整するなど

して対応すれば足り、現在の裁判所の審理の実情にかんがみると、事実上審理が停止するとの懸念はないなどの意見が寄せられた。

- (3) 他方、甲案を採用することには反対しつつも、中止に関する規律自体は設けることが望ましいとの提案も複数寄せられた。これらの提案の中には、裁判所に広い裁量を与えた上で、同一又は関連する訴訟が外国に係属する場合において、必要と認めるときは訴訟手続を中止できる旨の規律を設けるべきであるというものもある。

2 検討

甲A案、甲B案及び乙案については、更に検討をすることが必要であるが、意見照会の結果及び前回の部会における議論を踏まえ、甲B案を修正するものとしては、以下のような案が考えられるが、どう考えるか。

【B-2案】裁判所は、外国裁判所に係属する事件と同一の〔別案：同一又は関連する〕事件が係属する場合において、外国裁判所における審理の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは〔別案：必要があると認めるときは〕、外国裁判所の事件の判決が確定するまで〔別案：4月以内の期間を定めて〕訴訟手続を中止することができるものとする。

この案は、(i)日本の裁判所と外国の裁判所に係属した事件の先後を問わないこととし、(ii)適用の対象を外国の裁判所に係属する事件と同一の事件とし(別案は、関連する事件まで範囲を拡大する案である。)、(iii)中止の要件の判断について裁判所の裁量を広く認める一方、考慮要因として、外国裁判所における審理の状況を挙げ(「その他」には、外国の訴訟が確定判決に至る見込み、その承認可能性、日本における訴訟の審理の状況等の関連する事情が広く含まれる。)、(iv)中止の終期を定め(別案は、4か月間の中止期間を定める案である。)、(v)当事者の不服申立権は認めないものとしている。

また、裁判所は、中止の終期にかかわらず、いつでも中止を解除することが可能であり、中止の判断に当たり、当事者の意見を聴くことは妨げられないことを前提としている。

論点5 登記又は登録に関する訴え及び知的財産権に関する訴えの管轄権

第2 契約上の債務の履行の請求に係る訴え等についての管轄権

9 登記又は登録に関する訴えの管轄権

登記又は登録に関する訴えは、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとするものとする。

(注)

知的財産権の登録に関する訴えは、登記又は登録に関する訴えに含まれる。

(補足説明)

意見照会の結果、登記等に関する訴えについて、登記等をすべき地が日本国内にあるときに日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることについては異論がなかったが、これを法定専属管轄に相当する規律とすべきかどうかについては、意見が分かれた。

本文に反対する意見は、(i)外国に所在する不動産の登記等について、日本人間で紛争が生じた場合、日本の裁判所に訴えを提起することができないのは不都合であること、(ii)登記等に関する訴えと不動産に関する訴え(所有権に基づく不動産の引渡請求等)とを併合して審理することができない場合が生じること、(iii)登記等に関する訴えは、私法上の義務を争うものにすぎず、専属管轄とするほどの公益性は認め難いことなどを理由とする。

これに対し、本文に賛成する意見は、(i)公示制度は公益性が高いこと、(ii)公示を行う国の裁判所が迅速かつ適正に判断し得ること、(iii)登記等をすべき国以外に国際裁判管轄を認めても、判決に基づき登記等をするには、その国の手続が必要となることから迂遠であることなどを理由とする。

このように本文に対しては、賛否が分かれたが、後記参考のとおり、不動産、知的財産権を問わず、これまで、外国において登記等に関する訴えを提起し、その判決に基づいて日本の登記・登録機関に登記申請がされた例は見当たらず、外国におけるこのような訴えを認める実務上の必要性は必ずしも高いとはいえないと考えられる。また、不動産の引渡請求と登記請求とを併合して審理する必要がある場合には、むしろ、不動産所在地かつ登記をすべき地のある国の裁判所で併合して審理することが望ましいとも考えられる。

そこで、これまでの部会における審議等も踏まえ、本文を維持しているが、それでよいか。

(参考)

- 1 外国の知的財産権の登録に係る訴えに関連する裁判例としては、(i)東京地判平成5・10・22知的財産権関係民事・行政裁判例集26巻2号729頁、その控訴審である東京高判平成6・7・20同号717頁及びその上告審である最判平成7・1・24公刊物未登載、(ii)東京地判平成15・9・26最高裁HP、(iii)東京地判平成16・3・4最高裁HP及びその控訴審である東京高判平成16・8・9最高裁HPがある。

このうち(i)は、原告が、被告との合意に基づき、米国において登録されている特許権の譲渡登録手続を請求した事案であるが、いずれも、国際裁判管轄は争点となっておらず、国際裁判管轄に言及することなく本案判決をしている(結論は請求

棄却)。また、(iii)は、ヨルダンにおいて登録されている商標権の移転登録の抹消登録手続を請求した事案であるが、第1審及び控訴審ともに、国際裁判管轄は争点となっておらず、国際裁判管轄に言及することなく本案判決をしている（結論は請求棄却）。

これに対し、(ii)は、米国特許権の登録に係る訴えは、専ら同国における特許権の帰属の問題であって、日本の裁判所の国際裁判管轄を認める余地はないと判示している。

- 2 外国判決について執行判決を得て登記又は登録がされた例の有無を調査したところ、不動産登記、商業登記のいずれも、外国判決について執行判決を得て登記申請がされた例はなく、特許権及び著作権の登録申請についても同様とのことであった。

11 知的財産権に関する訴えの管轄権

知的財産権（知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えは、その登録の地が日本国内にあるときは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとするものとする。

（注）

知的財産権の侵害訴訟等については、特段の規律を置かないものとする。

（補足説明）

1 意見照会の結果について

本文については、特許の有効性については登録国の裁判所の判断に委ねるべきであり、専属管轄とすることについては問題がないなどの理由から、おおむね賛成の意見が多かった。もっとも、設定の登録により発生する日本の知的財産権の存否又は効力に関する訴えについて、日本の裁判所にのみ提起すべきとする必要はないのではないかとの意見や、その発生に設定の登録を要しない知的財産権についても専属とすべきではないかとの意見もあった。

（注）については、概ね異論がなく、登録国の裁判所の専属とすべきであるとの意見はなかった。

2 本文について

本文の規律については、これに反対する意見も寄せられたが、設定の登録により発生する知的財産権（特許権等）については、各国の行政処分により付与されることも多く、その権利の存否や有効性については、登録国の裁判所が最もよく判断することができると考えられる上、登録国以外の国の裁判所が特許権等の無効を確認する判決をしたとしても、その権利を対世的に無効とするには、通常、その権利が

登録された国において所定の手続をとることが必要になると考えられる。

そうすると、本文の考え方は合理的であると考えられることから、これまでの部会における審議等も踏まえ、本文を維持しているが、それでよいか。